

施設側は、アナタの安全や介護を保障してくれ、季節ごとに楽しいイベントを用意して、アナタのことを楽しませてくれます。お金の管理もする必要ありません。

でも、自立を目指すアナタは、そんな「冒険のない生活」、「真の自由がない生活」、まっぴらごめんですよね。

多少危険があっても、面倒なことがいっぱいあっても、自分の力でモノゴトを自己決定して、その結果については自分が責任をとる…それこそが人生の醍醐味であるはず。

「施設生活ニツアーフリ」であるとしたら、「自立生活ニインディー旅」であると言えます。自立生活を目指すアナタは、もちろん旅もインディーで行きましょう！

## 障害をもつ仲間とのインディー旅！

これは、自立生活センターの機関誌ですので、旅マイスターOKU が経験した、障害をもつ仲間とのインディー旅について、すこし思い出を語らせていただきます。

OKUは、これまでに3回、障害をもつ仲間とインディー旅を経験しました。

1回目は、脳性まひM（歩行可能）とのタイ旅行。

2回目は、車椅子の友人2人、介助者2人とのカナダ旅行。

3回目は、脳性まひで画家のMとのスペイン旅行。

まずは、最初の、脳性まひMとのタイ旅行について、ご紹介しましょう。

このタイ旅行のテーマは、ツアーハウス風に表現すれば…

バンコクで本場のムエタイ（タイのキックボクシング）を見て、タイ式マッサージでくつろぎ、映画「戦場にかける橋」の舞台カンチャナブリで水上ホテルに泊まり、首長族カレン族の部落を訪ねる、魅惑の7日間！

と、いったところでしょうか。

Mと旅マイスターOKUは、とある8月のアツい夜、バンコクの空港に降り立ちました。ホテルの予約なんてしていません。…っていうか、当時はまだインターネットという便利なものがなかったので、ツアー旅行でなければ、日本からホテルを予約することはとっても困難だったのです。したがって、ホテルは行き当たりばったり。時に「宿無し」になるのも覚悟の上です。…で、バンコク到着最初の夜は、「空港のホテルは高い」という理由で、さっそく空港の建物内で野宿をすることにしました。（つづく）

### 〈編集後記〉

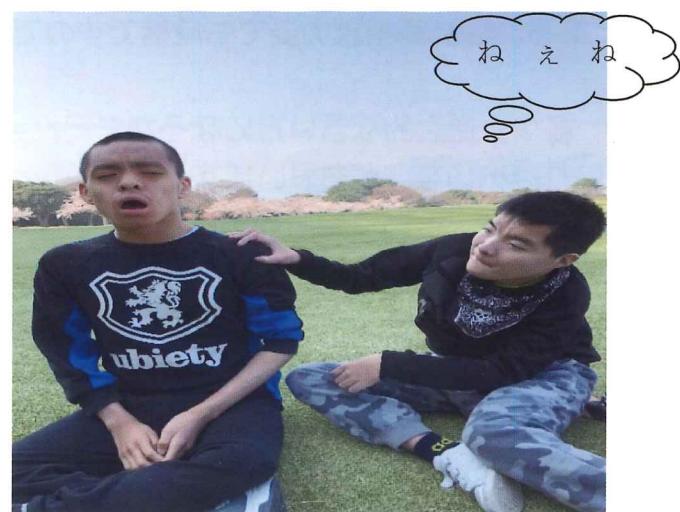
今年の春は、いきなりやってきた。3月の後半では、真冬並みの寒い日が続いたりしていたが、ある日を境に一気に暖かくなり…通り過ぎ、一気に初夏の陽気になったりしてあまりの寒暖差に頸損の身体はついていけず、今月はあまり体調は良くない。毎年春先はこの寒暖差で体調を崩すが、今年は特に、である。そんな中、何とか新年度4月号を発行することができた。広報委員のみんな、スタッフのみんなに感謝、である。（編集長：大川速巳）

“どんなに重い障害があっても地域とともに生きる社会”を目指して！

# NEWS



2018  
5月号



### 今月の目次

(特集)ひまわり事業団の10年後を語ろう！自立生活センターの10年後を語ろう！	2
重度訪問介護に関する平成30年度からの制度改革情報	6
(報告)ピアカン公開講座を開催しました！	8
新連載 ひまわりヒストリア その1 1995年登録ヘルパー制度の実現	9
新連載 旅マイスターOKUのインディー旅のすすめ(その1)	10
編集後記	11

# ひまわり事業団の10年後を語ろう！ 自立生活センターの10年後を語ろう！

早いもので、平成29年度が終わり、新しい年度を迎えるました。定期総会（5月25日）を間近に控え、昨年度の事業を振り返るとともに、平成30年度、そして10年後のひまわり事業団はどうあるべきか？をざっくばらんに語ろう！ということで、今回この企画が生まれました。出席者は、各事業部門の責任者、コーディネーターは当団体の相談役：丸林輝丈氏です。座談会は2時間以上に及びましたが、紙面の都合で、その一部をここにご紹介いたします。

（文責：奥村譲）

## ◆出席者◆

松本裕子	計画相談（ピアサポート）相談員
石神政行	就労継続支援B型（それいゆ）主任
劉瑛哲（りゅうよんちゅう）	委託相談（ピアサポート）責任者、相談員
柴田昭平	介助派遣（ひだまり）、生活介護（それいゆ）部長
大川速巳	静岡障害者自立生活センター 事務局長
村松雅也	ひまわり事業団 理事長
◎コーディネーター 丸林輝丈	（ひまわり事業団 相談役）

丸林 それでは、まず計画相談（ピアサポート）から、お願いします。10年後のひまわり事業団の姿、あるいは計画相談の姿でも結構ですので、思い描くビジョンがあれば語って下さい。

松本 少し、逆説的な言い方になるかも知れませんが、むしろ「計画相談が必要ない世の中」になっていればいいな、とも思います。計画相談とは、行政が支給決定したサービスを調整しその範囲の中に収める…という側面があります。そもそも全ての障害者が自分の本当に必要とするサービスがそのまま認められ、提供されれば、計画相談は必要ないからです。

でも、障害者の中には、自分のニーズを自分の言葉で的確に説明できない人もいるので、その部分に関しては、第三者として代弁する立場的人が必要です。それは必ずしも計画相談員でなくてもいいのではないでしょうか？

丸林 ところで、計画相談はひまわり事業団の中ではどのような位置づけなんですか？

松本 相談者の中には、今は家族と同居しているけど、親の高齢化等によりいずれ独り暮らしにならざるを得ない人がいます。

でも地域にはグループホーム等の資源が少ないです。ひまわり事業団として、自立生活センターとして、地域の社会資源の発掘や開発に努めてもらいたいです。



~2~

丸林 10年後の自立生活センターの姿は？

松本 かつて制度も何もなく障害者運動が盛んであった時代とは違い、今では制度が整い、障害者の日常生活の欲求はある程度満たされました。しかし食べる、住むといった最低限の欲求が満たされればいい…のではなく、自立生活センターがやっている事業所は、もっと高い要求をするべきだと思います。そのためには、当事者性という専門性がなくてはなりません。

丸林 ありがとうございます。では、就労継続支援B型（それいゆ）の石神さんお願いします。

石神 ひまわり事業団の地域における認知度はまだまだ低いと思います。バザーや地域へのイベント参加などを通して、幅広く認知される団体にしていきたい、と思います。また、かつての渡辺正直さんの時代のように、市民や行政に訴える力のある当事者リーダーを育成できるといいと思います。再び私たちの代表を市議会に送りたい…といった意見も部内にはありました。

丸林 それいゆ就Bがやっている、総合病院の駐車場管理は、ひまわり寮と共に、いわば私たちの運動の出発点。ひとつの釜のメシを共に食う、すなわち、障害者と健常者が共に同じ立場で働き、それを通して社会を変えていく…そういう設立当初の理念を、それいゆはこれからも大切にしてほしいと思います。

では、次に委託相談支援（ピアサポート）の劉（りゅう）さんお願いします。

劉 将来は「ひまわり事業団にピアサポート委託相談があるから静岡の地域福祉が発展する」と言われるようになります。当事者団体である私たちが、その特性を十分に生かすことができれば、もっとも障害当事者に寄り添った支援ができるはずです。

丸林 静岡市の委託相談支援分野におけるピアサポートの位置づけはいったいどのあたりにあるのでしょうか？

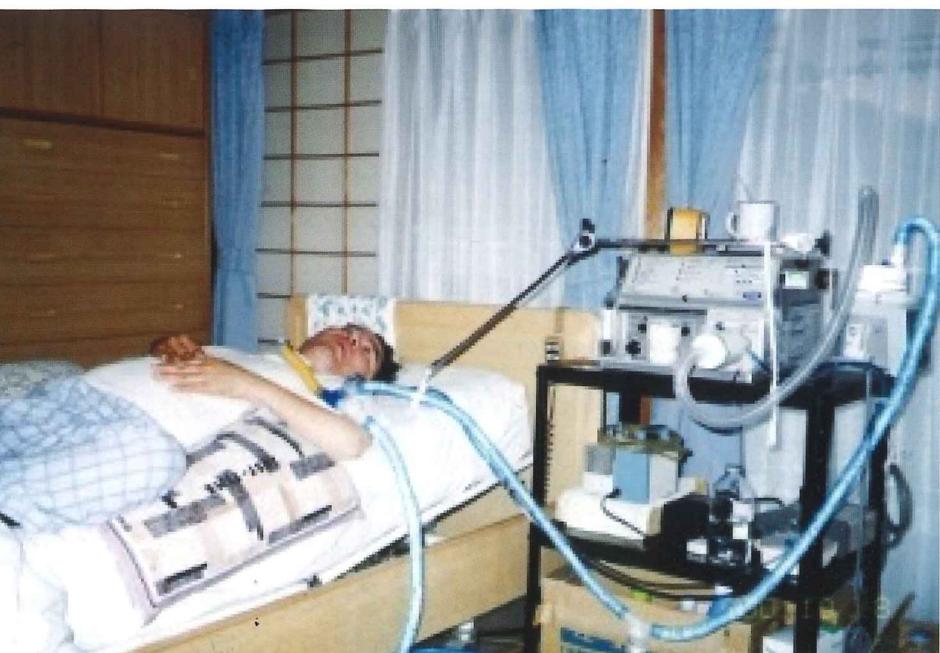
例えば民間企業では、市場占有率の二分の一以上を目指すのが目的です。それによって市場の価値観や価格を決定づける力が持てるようになり、業界そのものをリードできるからです。

ピアサポートも、自立支援協議会の主導的役割を担うなどして、相談支援分野におけるリーダー的存在になってほしいです。そうすれば行政に対する影響力、発言力も大きくなるでしょう。

劉 障害者運動が盛んであった設立当初とは、社会が大きく変わりました。今では、形の上だけなら障害者の自立生活を実現することは、それほど難しいことではなくなっています。

しかし私たちが、変わつたある社会に適応できないと、10年後には淘汰され、ただの事業所になっているおそれもあります。

自立生活センターは、地域の福祉をけん引し、障害者の





真の自立をサポートする団体であるべきです。

そのためには、私たちが将来どのような方向に向かって行くべきか?を、しっかり議論して、組織として10年後の明確なビジョンを職員ひとりひとりに提供できるようにする必要があると思います。

丸林 ありがとうございました。では、次に生活介護(それいゆ)と介助派遣(ひだまり)をまとめて、柴田さんお願ひします。

柴田 生活介護では、今回、利用者用にパソコンを4台導入しました。利用者が自立生活センターのニュースを作ることなどを通して、社会に向けて情報発信していくようになれば、と思います。一般的の事業所と違い、私たちでは、障害当事者自身が生活介護の主役となって、情報を発信するなどして社会を変えていきたいです。

次に、ひだまりに関して言えば、時代にあった自立生活センターのヘルパーのあり方を再構築したい、と思います。これまでのように、利用者の指示を待って動くヘルパーではダメです。利用者の方も、的確な指示を出せない人が増えているからです。

将来的には、GM(ゼネラルマネジャー=利用者をサポートする障害当事者スタッフ)をもっと増やし、ひだまりが、障害者のひとり暮らしを応援するスペシャリスト集団になることが目標です。

他には、たとえ医療的ケアの必要ない脳性麻痺者等であっても、必要に応じて24時間介助保障が得られるような社会にすることなども目標です。

丸林 はい、皆さんありがとうございました。

ひととおり、各部門の皆さんに、10年後の目標や、組織としてのるべき姿を語ってもらいましたが、どれも今ひとつ具体性に欠けるような気がしました。

それぞれの事業分野が、今、静岡市の中でどのような位置にいるのか?

たとえば「相談者数」や「障害当事者・健常者のスタッフや働く人の人数」や「それぞれの事業収入額」は、同業他社と比べてどうなのか?

具体的な数字を出して、他社と比較することで、自分たちの今いる位置が見えてきます。

もちろん私たちは、民間企業のように営利目的ではないので、数字が決してすべてではありません。しかし、自分たちの目標を数値化することによって、目標そのものに、より具体性が出てくるのです。

たとえば、「障害当事者スタッフを増やす」という漠然とした目標ではなく、「一年後には2人増やす、二年後にはさらに2人増やす…」と数値化することによって、それに向かっていつまでに何をすべきか…と、自分たちの行動に具体性が出てくるのです。

「ヘルパーの質を高める」という目標にしても漠然としています。これまで何度も研修を重ねた結果が今の状態だとしたら、事業所内の座学が中心の研修では限界があります。

人は誰しも、他者との交流の中で、自らを知り、自らが変わるのでですから、思い切って、他の事業所の介護現場に自分たちのヘルパーを送り込む、という研修も考えられます。それによって、ひだまりヘルパーの長所や短所が見えてくると思います。

では、これまでの議論を聞いて、当事者スタッフである大川さん(静岡障害者自立生活センター事務局長)や村松さん(ひまわり事業団理事長)はどのように思われたでしょう?

大川 やはり、社会的活動をする、あるいはその視点をもつ障害者スタッフの育成が急務だと思いました。丸林さんの言われるように、何年後に何人増やす…といった形で目標を数値化しようと思います。

村松 皆さんの議論や丸林さんのコメントを聞いて、私たち当事者リーダーは、世の中を見る目をもつと養っていかなければならない…と痛感しました。昨年まで続いた、組織内のゴタゴタもようやく収まりつつあります。理事長としての2年目で、ようやくスタートラインに立てたような気がします。次の一年は、もっと外に出て、ひまわり事業団の将来のビジョンを作る年にしたいと思います。

(おわり)



# 重度訪問介護に関する平成30年度からの制度改正情報

## 重度訪問介護等の1日を超える外出が完全自由化

旅行や泊りがけの外出が自由に

静岡障害者自立生活センター 大川速巳

(記事引用・全国障害者介護制度情報)

これまで、一部の市町村では重度訪問介護等の外出の1泊以上の外出を認めていませんでしたが、今回の制度改正により2018年4月1日より、月の支給量の範囲内であれば自由に外出することができ、2泊でも3泊でも自由に旅行も行けるようになります。(全都道府県の全市町村で適用)

今まで1泊以上の外出を禁止していた自治体でも、今後は禁止できません。  
※従来は一部の政令指定都市などが一律に1泊以上の外出を認めていませんでした。

これは、全国の障害者団体での合同の交渉により、重度訪問介護等の外出の報酬告示の記述部分が変更され、原則として1日の範囲の外出に限定していた文書が完全削除されました。

## 外出時における支援の見直し

障害福祉サービスは、個々の障害者等のニーズ等を勘案して支給決定を行うものであり、1日を超える用務における支援の要否も含めて、市町村が支給決定を行うことから、外出時の支援を「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」とする規定を廃止する(同行援護及び行動援護についても同様)。

## 従来の重度訪問介護の告示

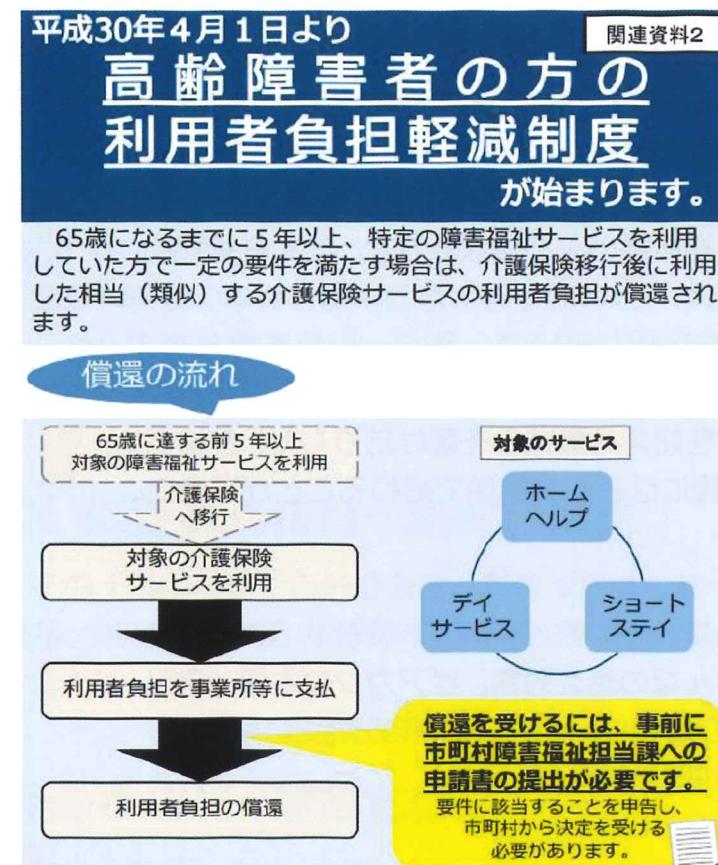
注1 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する利用者に対して、重度訪問介護(居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、『原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。』2及び第3において同じ。)時における移動中の介護を総合的に行うものをいう。以下同じ。)(以下略)

**「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る」が削除されました。**

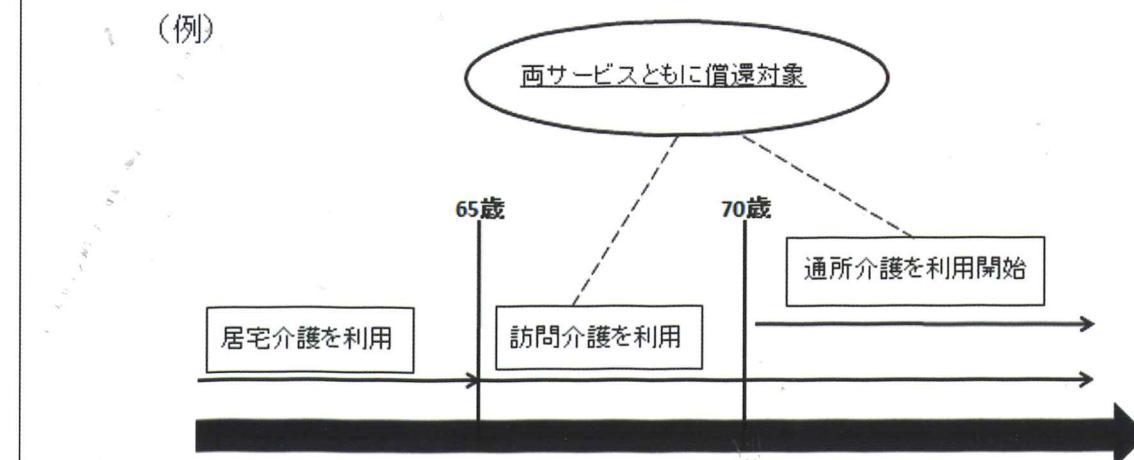
## 65歳になる障害者の介護保険自己負担分の無料化

障害の制度のヘルパー等や通所等の利用者が、65歳になって介護保険ヘルパーやデイサービスを使い始める場合、介護保険法の自己負担分のお金が、申請によって返ってくる制度が始まります。

(下記は厚労省作成パンフレット)



なお、平成30年4月1日以前に既に65歳に到達していた者であっても、自立支援法全面施行(平成18年10月1日)以降において、65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であれば対象となる(償還の対象となるは、平成30年4月1日以後に利用した障害福祉相当介護保険サービスに係る利用者負担分。)。また、65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービスのうち1種類でも支給決定を受ければ、65歳到達後に利用する他の障害福祉相当介護保険サービス分についても、新高額障害福祉サービス等給付費の対象となる。



## ピアカン公開講座を開催しました!!

去る1月25日、ピアカン公開講座を開催しました。

静岡自立では、公開講座は3年ぶりの開催で、久しぶりに健常者を交えてのピアカンとなりましたが、実際のところ健常者の参加者は2名にとどまり、障害当事者を中心の講座でした。(参加者は総勢12名)

参加した障害当事者の仲間も、ピアカンは初体験の人たちばかりで、とても新鮮な講座となりました。

普段、なかなか話す機会がなかったり、気持ちを聞くことができなかったりする仲間とセッションすることで、今までの想像を超える気持ちを聽けたりして、参加者それぞれがピアカンの良さを体験して、最後にはみんな笑顔で終わることができたので、いいピアカンになったと思います。

また、参加した健常者の方たちも熱心にみんなの話を聴き、ピアカンの本質(自己信頼の回復、再評価、人間関係の再構築)が伝わり、ピアカンが自分たち(健常者)の間でも有効な手法だと気づいたとの声も聞かれました。

今回、ピアカンリーダーをアシストMIL(三島)の湯山さんにお願いしたのですが、やはり湯山さんのピアカンは参加したみんなを包み込んでくれるようであったかい気持ちになります。これは湯山さんのパーソナリティもあると思いますが、ピアカウンセラーとしての一番大事な資質だと思います。

自分たちも、もっともっとピアカンの経験を積み、ピアカウンセラーとして障害当事者、仲間の支援をしていきたいと改めて思う、そんな講座でした。

湯山さん、参加者のみんな、ありがとうございました^~

静岡障害者自立生活センター  
大川速巳

# ひまわりヒストリア～あの日あの頃～

## その1 1995年 登録ヘルパー制度の実現

文責：奥村 譲

### 市役所に立てこもる！

年の瀬も近い1993年12月27日午後3時、市役所の会議室に怒号がこだました。

静岡障害者自立生活センターを中心とする4つの障害者団体が登録ヘルパー制度の実現を目指して、この日午後から交渉を続けてきたが、いっこうに突破口が見えず、ついに私たちは「たてこもり」を宣言したのである。

毛布や寝袋の準備を真剣に考える者がいた。市役所内で年を越す覚悟の者もいた。

しかし午後6時をまわった頃、ようやく市側が折れ「検討委員会の設置」に合意した。

### ついに登録ヘルパー制度が誕生！

この「市役所たてこもり未遂」がきっかけとなって、それまで平行線をたどっていた交渉が大きく進展し、ついに、1995年静岡市に全身性障害者介助人派遣制度、いわゆる登録ヘルパー制度が誕生した。

### 登録ヘルパー制度とは？

では、登録ヘルパー制度とは、いったいどのような制度であったのか？  
おおよそ以下のようなかぎれであったと記憶している。

- ①障害者が自らさがした人を、自分専用のヘルパーとして市に登録する(特に資格要件は問われない)。
- ②そのヘルパーから介助を受けるごとに、専用の台紙にシールを貼る(シールは市から毎月決められた枚数支給される。赤が早朝・深夜、緑が日中、青が深夜。1枚が1時間。色によって単価が違う)。
- ③障害者は、1か月ごとに、シールを貼った台紙を市に提出する(台紙はヘルパーごとに分ける)。
- ④ヘルパーの銀行口座に、市から報酬が振り込まれる(報酬は台紙に張ったシールの枚数や色で計算される。)

これは「府中療育センター闘争」で有名な新田勲さんらが作った東京都の重度脳性麻痺者介護人派遣事業が、全国に広がった制度である。

### 登録ヘルパー制度以前は、ほぼボランティアのみ

現在、障害者総合支援法の制度のもとで、多くの障害者たちは、自分が契約した事業所から、日々、

当たり前のようにヘルパーの派遣を受けている。

ところが、ほんの20年前には、重度障害者がマトモに使えるヘルパー制度など皆無に近く、親元や施設から出た障害者が頼る術（すべ）は、ボランティアの善意でしかなかったのである。

私たちの団体の設立者で、常時介助を要する重度障害者であった渡辺正直（すでに死去）の例をあげよう。

渡辺のアパートには、夕食づくりや入浴、夜間の寝返りのために、毎晩さまざまなボランティア交代で泊まりこんでいた。

渡辺は、1日の大半を電話にかかりつき、こうした日々のボランティア確保に多くの時間を費やした。しかし善意にすがる立場は、実にもろく弱いものだ。

予定していたボランティアから「急に仕事が入ったので今夜は行けない」と連絡が来て、渡辺は、介助者なしで、夜間の寝返りもうてず一晩を過ごしたこともあった。

ボランティアが遅刻して、部屋にも上がることができず、寒い夜に家の前で身を凍らせたこともあった。

ボランティアの善意にすがるしかない渡辺たち重度障害者にとって、「公的介助保障制度の設立」はまさしく長年にわたる悲願であったのだ。

## 登録ヘルパー制度から支援費制度、そして今の制度へ

登録ヘルパー制度によって、はじめて重度障害者が地域で自立生活をすることが可能になった（もちろん今の中度訪問介護の時間数に比べればはるかに少なく、十分とは言えなかつたが…）。

こうした意味において、登録ヘルパー制度の創設は、静岡の障害者介助保障の歴史においてひとつの転換点であったといえよう。

平成15年支援費制度が設立。この時、登録ヘルパー制度をもとにした「日常生活支援」という重度障害者の介助を支えるホームヘルプサービスが始まった。

登録ヘルパー制度は、各自治体独自の制度で、障害者団体の力が強く、行政と粘り強く交渉できた地域にしかなかったが、この「日常生活支援」によって、重度障害者が特に交渉することもなく、全国どこでもあまねく使えるサービスとなった。

その後、この「日常生活支援」が、今の障害者総合支援法における「重度訪問介護」というサービスに発展していくのである。

（おわり）



## 旅マイスターOKUの

### ～インディー旅のすすめ～(その1)

#### インディー旅とは…

インディーとは、インディペンデントの略。この言葉、皆さんはもちろん聞き覚えがありますよね？（もしかしたら、このギョーカイのもぐりですよ！）

そうそう、自立生活を意味するIL（インディペンデントリビング）のインディペンデントです。

CIL（自立生活センター）やILP（自立生活プログラム）でも、このインディペンデント＝「自立」という言葉は頻繁に使われますよね。

それでは、旅におけるインディペンデントとは、いったいどんな意味でしょう？

ツアーホテルの広告をパラパラながめると…

「魅惑のパラドールに泊まり、ガウディのサグラダファミリア教会の鐘塔に登る魅惑のスペイン8日間！」

こんなわくわくする宣伝文句が並んでいます。

パラドールという貴族の館に泊まり、美味しい料理をたらふく食べて、本場のフラメンコダンスを堪能して、ガウディの世界遺産建築の鐘塔に登る…どれも楽しいことばかりです。

旅行代金さえ支払えば、あとはツアーガイドに身をまかせるだけ。

コトバが通じなくても、バスや電車の乗り方がわからなくても、ホテルの予約をしなくても…つまりアナタは、面倒なことを一切何も考えなくてもいいのです。

ただ、ツアーガイドの旗の後ろについていくだけでいいのです。

ツアーホテルは、精一杯アナタをもてなしてくれます。もちろん安全だって最大限保障してくれます。

楽チンですね～、快適ですね～

でも、ちょっと待って下さい。これってどこか、施設での生活と似ていませんか？



#### 自立を目指すアナタは、ぜひインディー旅を！

施設生活では、ルールさえ守って決められたスケジュールに従って生活すれば、何も心配する必要はありません。